

4 議案第57号関係

おいらせ町国民健康保険条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関である病院又は診療所に入院しないで法第36条第1項第1号から第4号までに定める療養の給付を受ける被保険者のうち、妊娠の届出の受理のあった日から、出産の日の属する月の翌月の末日までのものは、当該療養の給付に関し一部負担金を支払うことを要しない。</u></p>	<p>(一部負担金)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 法第42条第1項及び同法第52条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受けるもののうち次の各号のいずれかに該当する者は、その給付を受ける際、当該保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことを要しない。</u></p> <p>(1) <u>保険医療機関又は保険薬局である病院又は診療所に収容しないで法第36条第1項第1号から第3号までに定める療養の給付を受ける被保険者のうち、妊娠の届出の受理のあった日から出産の日の属する月の翌月の末日までのもの</u></p> <p>(2) <u>療養の給付を受ける被保険者のうち、おいらせ町乳幼児医療費給付条例(平成18年おいらせ町条例第106号)第3条に定める乳幼児医療費の給付対象者の要件に該当しないもので、その出生の日から1歳に達する日の属する月の末日までのもの</u></p>